

平成二十九年八月発行  
佐賀大学経済論集第五十卷第二号 抜刷

# 法律学から見た「企業の社会的責任」(二・完)

——義務と責任の区別・連関性——

鷹  
巢  
信  
孝

# 法律学から見た「企業の社会的責任」(二・完)

——義務と責任の区別・連関性——

鷹 巢 信 孝

- 一 はじめに
- 二 法的義務違反に対する法律上の不利益(制裁)を受ける義務としての法的責任  
— 刑事責任・民事責任・行政責任など —……………五〇巻一号
- 三 企業の社会的責任・法令遵守・企業統治……………
- 四 むすび……………本号

## 三 企業の社会的責任・法令遵守・企業統治

一 二〇〇四年六月に公表された欧州マルチステークホルダー・フォーラムの最終報告書では、「CSRとは、企業が社会問題と環境問題を(従来の財務問題と同じように)企業の責務として利害関係者とのやり取りのなかに自主的に組み込むこと」と、定義している。<sup>(七七)</sup>

この定義を前提にした上で、今日のCSRの本質は単に企業の倫理観を高め、環境基準を遵守し、行動を社会的に意義あるものにする、というだけに止まらず、科学技術の進歩によって明らかになった地球環境の悪化を抑制し、生物多様性や生態系を保全することにある、と定義し直す見解がある。<sup>(七八)</sup>あるいは、「CSRとは、企業活動のプロ

セスに社会的公正性や倫理性、環境や人権への配慮を組み込み、ステークホルダーに対してアカウンタビリティを果たして行くこと<sup>(七九)</sup>と定義する見解もある。

このような定義は、CSRの定義として間違っているわけではない。しかし、このように抽象的で一般的な定義は、企業に対する、あらゆる要請を包摂することは出来るが、次のような疑問を解く具体的な手掛りを与えてくれない。その疑問というのは、企業は「なぜ」社会的責任を果たさなければならぬのか。企業が社会的責任を果たすことは義務なのか。それが企業の義務であるとして、法的義務とは、どのように違うのか。つまり、企業が右の義務を遵守しなかった場合に、「どのような責任を問われるのか。そもそも、企業に対して「誰が」「なぜ」「どのような内容の義務を」課しているのか。あるいは、企業の社会的責任といわれていることは、「やらないよりも、やった方が良い」という程度の裁量的行為にすぎないのか、という疑問である。

注(七七) 岡本・注(五)八三頁・一九〇頁。

(七八) 岡本・注(五)一九三頁・二〇一頁。なお、井上・注(二)大阪人間科学七号五九頁。

(七九) 谷本・注(一)CSR五九頁。

二二〇一〇年には国際標準化機構がISO26000『社会的責任に関する手引』を公表し「前掲注(二)参照」、その規格2:18で「社会的責任」を次のように定義している。

つまり、社会的責任は「組織の決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して、次のような透明かつ倫理的な行動を通じて組織が担う責任である」とする。その上で、「透明かつ倫理的な行動」として、①健康及び社会の繁栄を含む持続可能な発展への貢献、②ステークホルダーの期待への配慮、③関連法令遵守と国際行動規範との整合

性、④組織全体への統合と、組織の関係の中での実践、を挙げている。

要するに、社会的責任は「社会及び環境に対する配慮を自らの意思決定に組み込み、自らの決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して説明責任を負う」という組織の意欲である。これは持続可能な発展に寄与し、関連法令を遵守し、国際行動規範との整合性がとれた透明かつ倫理的な行動を意味する。また、社会的責任がその組織全体に統合され、その組織の関係の中で実践され、ステークホルダーの利害に配慮することを意味する」としている(規格3・3・1)。その上で、①説明責任、②透明性、③倫理的な行動、④ステークホルダーの利害の尊重、⑤法の支配の尊重、⑥国際行動規範の尊重、⑦人権の尊重、という社会的責任の七つの原則と七つの中核主題が列挙されている(規格4・6)。

社会的責任についてISO26000に書かれていることが「唯一の正解」というわけではないが、「社会的責任にはさまざまな理解があり、定義も世界中でさまざまになされ、世界中で通用する定義すなわち『社会的責任に関する共通言語』がないために、議論がかみ合わないこともしばしばである」という状況と比べれば、長い議論の末に「ISOとして定義を明らかにしたことは、大きな意味があった」と評価されている。<sup>(八〇)</sup>

たしかに、これまでの混乱状態に比べると、社会的責任を果たすべき主体と役割が多少は具体的に明らかにされている。しかし、あらゆる組織に共通する事項を包括的に列挙すると、その中身は抽象的にならざるを得ない。しかも、ISO26000の社会的責任の定義の中には、法令遵守や企業統治の問題が含まれている。そのために、企業の社会的責任と法令遵守や企業統治との違いや繋がり(区別・連関性)が明確でないだけでなく、法的責任と社会的責任の区別・連関性も不明確である。

したがって、これらの点を明らかにするために、前章において法的義務と、その違反に対する法的責任について考察したことを参考にして、企業の社会的「責任」という曖昧な概念を明確にする手掛りを掴んだ上で、法令遵守や

企業統治との関係を検討しよう。

注(八〇) 関・注(一一)五七頁。同旨、笹谷・注(一一)はじめに四五頁以下。

三 「責任」には、前章で考察した法的責任のほかに、政治的責任や道義的・倫理的責任といわれるものがある。社会的責任よりも、これらの責任の方が法的責任に近いと思われるので、社会的責任について検討する前に、前章の考察を手掛りにして、これらの責任を分析すると、次のようになる。

政治的責任について考察するに当たり、まず、「政治とは、どのような社会現象か」ということが問題になる。政治学者の高島博士は、政治とは有限性ということを媒介として成り立つ人間集団間の統一的秩序形成作用であるとされているが、<sup>(八一)</sup>狭すぎるように思われる。

政治現象を国際政治や国内政治のように、国際秩序や国内秩序を形成し、維持・回復する社会現象に限定するのであれば、右のような定義で十分なかも知れない。しかし、統一的秩序は人間集団の間だけではなく、夫婦のように、たった二人きりの人間の間にも必要とされるものである。どのような部分社会であれ、どのような組織であれ、その内部に利害の対立が生じ、意見の対立が発生した場合に、この社会・組織を崩壊させないようにするためには、この対立を調整して秩序を保つ必要がある、したがって、政治とは複数の主体から成り立っている社会・組織を維持して行くための、対内的・対外的な秩序形成作用として、<sup>(八二)</sup>広く捉えるべきである。

政治を右のように捉えると、政治的責任とは、一定の社会・組織において意思決定権限・政策決定権限・政策実施権限を有する者が、組織内や組織間の利害対立・意見の対立を調整できなかつたり、対立の調整はできたものの、政策の実行により期待された効果を挙げる事が出来なかつたために、非難されたり、能力を疑われたり、信用を

失うなどの事実上の不利益を受け、さらには謝罪をさせられたり、降格や辞任・解任という制裁を課されることである。このような事実的不利益を受けたり、制裁を課されるのは、職務権限に見合った義務を遂行できなかったからである。<sup>(八三)</sup>

道徳と倫理という言葉は、広辞苑や日本語大辞典では明確に区別することなく、同義語として扱われている。しかし、最近では生命倫理とか医療倫理・政治倫理・ビジネス倫理とか、公務員倫理・法曹倫理などのように、「倫理」という言葉は一定の事業分野・一定の職業に応じた要求される高度な注意義務・判断基準を定めた行為規範を指している。したがって、道徳は市民一般が日常生活の中で遵守すべき行為規範を指す概念として、倫理と区別するのが妥当ではないかと考える。<sup>(八四)</sup>

道徳と倫理を区別するにしろ、同義語として扱うにしろ、実定道徳規範・倫理規範は時と所によつて変化するものであり、永遠不変の自然法ではない。また、道徳は、カントが主張するような、義務は義務であるが故に尊重されるべきものであり、絶対・無条件に遵守せよという定言命令でもなければ、「汝の意思の格率が常に同時に普遍的立法の原理として妥当しうるように行なえ」と命じるものでもない。<sup>(八五)</sup>カントの道徳論は具体的内容を捨象した形式的な根本法則を述べているにすぎないが、これでは凡人から成る社会を秩序づけるどころか、われわれの社会は窒息するほかはない。「例外のない法則はない」のであって、義務は義務であるが故に絶対・無条件に守らなければならないものではないが、例外的な行動をする場合には、その理由(正当化事由)を説明する義務がある。

右の説明義務を含めて、道徳規範や倫理規範が要求している行動基準・行為義務に違反した場合に加えられる非難や悪評などの社会的制裁や不利益待遇を受けることが道徳的・倫理的責任である。

このような考え方をすると、企業の社会的「責任」とは、企業が市民道徳、さらには企業倫理(ビジネス・エシックス)が定める一定の義務(社会的義務)に違反したが故に、当該企業に課される社会的制裁・不利益であり、法的義務違反

に対する法的責任よりも範囲が広いことになる。<sup>(八六)</sup>

注(八一) 高島道敏「政治学への道案内」講談社・二〇一二年「三四頁」。

(八二) 高城幸司「課長」から始める社内政治の教科書「ダイヤモンド社・二〇一四年」六頁・七頁は、政治を複雑な利害関係を巧みに調整することとされる。

(八三) M・ウエーバー「清水幾太郎」職業としての政治「世界の大思想・ウエーバー」河出書房・一九六五年「四二四頁は、信念倫理に対する責任倫理として、「こういう結果になったのは私の行為の責任です」と記しているが、これが政治的責任である。なお、高島・注(八一)五七頁・六九頁・二二六頁。

因に、國井・注(二九)基本法学五九五頁以下は、憲法六六条三項の内閣の国会に対する責任を政治的責任とされる。

(八四) 企業倫理と一般市民の道徳の違いにつき、浜辺陽一郎「コンプライアンスの考え方」信頼される企業経営のために(第三版)「中央公論新社・二〇〇七年」三二頁以下。

(八五) カント(櫻山欽四郎訳)「実践理性批判」世界の大思想・カント「河出書房・一九六五年」二〇頁以下。

カントの道徳論については、岩崎武雄「解説」カントの思想「前掲書四七三頁以下、同・カント「勁草書房・一九五八年」一九五頁以下、安倍能成「カントの実践哲学」勁草書房・一九四八年」五〇頁以下、天野貞祐「カント哲学の精神」学芸社・一九六八年」、S・フリートレンダー(長倉誠一訳)「子どものためのカント」未知谷「二〇〇八年」二四頁以下。

(八六) 村松幹二「清水 剛」企業に対する社会的制裁「ジュリスト」二二八号(二〇〇二年)七九頁は、社会的制裁とは個人または企業などが自らの行為により受ける全ての負の影響ダメージから法的制裁を除いたもので、法的制裁とは個人または企業などがその行為に対して法律に基づき受ける負の影響とされる。

なお、龍田・注(六二)現代企業法I三三八頁は、企業非行が単に道義的非難を受けるだけの場合を法的責任としての制裁とは区別される。

四 ところで、哲学者(倫理学者)の大庭 健教授は、相手方に対する配慮義務を怠った、過去の過ちを弁済する義務である法的な責任とは異なり、倫理的には非難・問責が「責任」という概念の中心なのではない。そうではなくて、

他者が共生を模索し、より良き共生を求める呼びかけに呼応することが出来る間柄を作り出し、維持し、発展させて行こうとする態度が、個人に帰せられる責任の核であり、法的な責任、政治的・社会的な責任に回収することは出来ない<sup>(八七)</sup>とされる。これは response や responsibility との関連性に着目した責任の捉え方である。

その一方で、呼応可能性としての倫理的な責任は法的責任、政治的・社会的な責任、形而上学的・宗教的な無限定の責任の丁度、中間に位置する責任であり、法的・社会的な責任概念と形而上学的・宗教的な責任概念の原生地であり、それらをめぐる議論が、その都度、回帰しなければならぬ次元なのである、とされる<sup>(八八)</sup>。

そして、「倫理とは、現にわれわれがそうであるような人間という方を可能にしている、もつとも基本的な規範の総体」であり、「道徳とは、人間というあり方を可能にしている倫理が、『善悪の判断の基準』なすべきことを見分ける原理」という形で集合的に意識されたものであつて、倫理のすべてを尽しているわけではなく、「倫理は、いわゆる道徳よりも広い」とされる<sup>(八九)</sup>。

しかし、私見では道徳も倫理も国家規範も、秩序ある社会生活を営むための規範であり、それぞれの規範が定めている義務に違反した者に対して社会的制裁を課して責任を問う点は共通している。とはいえ、道徳や倫理に違反した場合の社会的制裁は道義的非難や反省を促したり、制裁金を課したり、組織から除名する程度のことしかなしえない。これに対して、国家規範上の義務違反の場合には、国家権力を発動して制裁を実行する点が決定的に異なっている。その典型は、犯罪に対する刑罰であり、給付判決の無視に対する強制執行である<sup>(八九a)</sup>。

そして、道徳が市民一般の行為規範であるのに対して、倫理は一定の事業分野において一定の職業に携わる人々の行為規範であり、倫理規範の内容は専門的に細かいところまで具体化されているとして、両者を区別する私見では(本章第三節参照)、「道徳の方が倫理よりも広い」が、倫理違反に対する社会的制裁の方が、道徳違反に対する制裁よりも、厳しくなる傾向にある、という違いを認めることになる。



法哲学者の瀧川教授は、「責任」とは負担のような実体的なものではなく、問責と、それに対する応答という関係であり、他者からの問に対して「理由による応答」と、他者に対する正当化の証し立てを根底に据えた理由応答説が責任実践の解釈として妥当であるとされる。<sup>(九〇)</sup>そして、問責に対する理由応答を中核とする責任実践は、問責者と応答者とのコミュニケーションであり、両者の意図の交換として、相手に応答する過程として捉えられる。このような立場からは、刑罰は負担としてではなく、責任過程の中の一つのコミュニケーションとして捉えられ、犯罪者に対する国家・社会による非難の表明とされる。<sup>(九二)</sup>

しかし、この非難こそ制裁の一つの形態であり、刑罰は犯罪者に対する非難として科される身体的・精神的・財産的な負担以外の何物でもない。このような負担に応答すること、即ち刑罰を甘んじて受け入れる義務に服することが刑事責任を果たすことになる。だが、犯罪者は「なぜ」刑事責任を果たさなければならぬのであろうか。それは「他人の法益を勝手に侵害してはならない」という不可侵義に違反したからである。

このように、義務違反に対する責任は、社会的非難としての制裁と関連づけて理解することが肝要である。その点、ケルゼンは義務を規範違反行為をしないこととし、責任を強制作用が向けられる個人の、その人自身または他の人によって行われる規範違反行為への関係とし、制裁は義務ではなく、規範によって一定の行動に結びつけられた強制作用であるとして、義務・責任・制裁を関連づけて捉えようとしている。そして、私見という第一次義務としての不可侵義務と、この義務違反に対して課される第二次義務の一つである損害賠償義務の関係を、ケルゼンは主たる義務と賠償義務として位置づけている。<sup>(九二)</sup>しかし、ケルゼンは第二次義務の不履行に対して行われる履行強制のみを制裁と解し、第一次義務の違反に対して第二次義務を課されるという法的不利益や、第二次義務違反に対して履行強制を甘受すべき第三次義務を課されることが、責任としての制裁であるという捉え方をしていない点が、私見とは異なっている(第二章一〇節参照)。

他方、ケルゼンは責任と制裁を強く結びつけているという批判がある<sup>(九三)</sup>。この批判は、ケルゼンが義務違反に対する責任には制裁、即ち法的非難としての責任(過失責任)と、制裁の要素を含まない負担の分配としての責任(無過失責任)<sup>(九三a)</sup>があることを区別していないという意味であれば、妥当である。

注(八七) 大庭 健、「責任」について、「講談社」二〇〇五年「二二頁以下。

(八八) 大庭・注(八七)三六頁以下。

(八九) 大庭・注(八七)三六頁以下。

(八九a) 道徳的圧力と法的圧力の違いにつき、H・L・Aハート(長谷部恭男訳)・法の概念<sup>第三版</sup>「筑摩書房」二〇一四年「二八二頁以下。

(九〇) 瀧川・注(二七)二二七頁以下。

(九一) 瀧川・注(二七)一五四頁以下。

(九二) H. Kelsen, *Reine Rechtslehre*, 2. Aufl. 1960, S. 128 ff. この部分の訳として、瀧川・注(二七)二九頁。全文の和訳として、

長尾龍一訳・純粋法学<sup>第二版</sup>「岩波書店」二〇一四年」がある(第四章二八節「法義務と責任の和訳は一一四頁以下)。

(九三) 瀧川・注(二七)三〇頁。

(九三a) H. Kelsen, *General theory of law and state*, 1945, p.65 et seq. は過失責任と絶対責任を区別している。

**五** 前章における考察と本章におけるこれまでの考察を整理すると、法的責任は法的義務違反に対して課される法的不利益、即ち権利の制限や剥奪、新たな義務の負担という不利益<sup>II</sup>制裁を甘受すべき義務であった。この論理に類比して社会的責任を定義すると、社会的責任とは社会的義務違反に対して課される事実上の不利益、即ち心理的負担や経済的負担をはじめ、諸々の負の影響を甘受すべき義務ということになる。

ここに「法的義務」というのは、国家規範上の義務だけでなく、契約や団体の規約などの社会規範に基づく義務

が国家権力の手を借りて強制される義務のことである。そして、「社会的義務」というのは、道徳や倫理のような社会規範に基づく義務だけではなく、国家規範上の義務であっても、国家権力の発動によって実現させるのではなく、世論の力や消費者などの利害関係人の力によって実現される義務を含んでいる。

右に述べたような考え方によれば、「企業の社会的責任」とは、企業に課されている社会的義務を履行しなかったことに對して、事実上の不利益を負わされるのを甘受すべき義務ということになる。

それでは、社会は企業に對して、どのような義務を課しているのだろうか。前節において、哲学者(倫理学者や法哲学者の責任論を紹介した際に、責任とは相手方から問われていることに応答することである、という考え方があることに触れた。そして、政治学者の高島博士は、政治家は政治目的を実現することに全生涯をかけて立ち向う存在として期待されていて、結果を出す責任を負わされており、結果が悪ければ政治家は責任を取らなければならない、とされている。<sup>(九四)</sup>

さらに、「企業の社会的責任」について論じている殆どどの文献が、企業は社会の要請や期待に応え、顧客満足度を高めることにより、社会からの信頼を得続ける活動をして、持続可能な社会を構築するために役立つべきである、という趣旨のことを述べている。<sup>(九五)</sup>本章第二節において紹介したISO26000の「社会的責任」の定義は、このような趣旨の集大成といえるであろう。

このような理論状況を総合的に判断すると、「企業の社会的責任」とは企業は社会の要請や期待に応え、持続可能な社会を構築する力になれということである。つまり、企業は持続可能な社会の構築を模索している、社会の要請や期待に応える義務を課されているのだから、その義務を果たせということであり、この義務を果たさなければ、事実上の不利益の負担という形で社会的責任を問われる、ということである。

注(九四) 高島・注(八一)五七頁六九頁。因に、高島博士は、政治家は宗教的・道徳的に批判されるような手段をとつても、目標とする結果を確保しなくてはならないとされる(五七頁)。しかし、目標だけでなく、手段も「正しい」ものでなければ、社会から非難され、支持を失い、辞職に追い込まれるなどの社会的制裁を受けるであろう。

(九五) 例え、岡本・注(五)二六頁一八二頁以下、海野・注(一一)一四頁・三四頁・三八頁など、海野・細田・注(一一)はじめに、本文四頁・三三頁・二八頁など、龍田・注(六)現代企業法一三七四頁、末吉竹二郎「最近CSR事情」共存を考える企業の責任と貢献「泰文堂・二〇〇八年」五三頁。

六 社会は企業に対して、どのような要請をし、どのような期待をしているのであろうか。「社会」といつても、企業を取り巻くステークホルダーは多様である。「企業」といつても多種多様な分野において、多様な目的のために、大小さまざまな規模のものが存在している。したがって、社会が企業に何を要請し、何を期待しているかということ、具体的に説くことは不可能であるが、一般的・抽象的に説明すると、次のように言うことが出来るであろう。社会が企業に対して要請・期待することは、(1)当該企業の「本業に関して」社会の役に立つことを行うこと。つまり、社会が待ち望んでいる製品・サービスを開発し、提供すること(提供するように努力すること)。(2)社会に害悪をもたらすことや迷惑になること、社会が望まないことをしないこと。そのようなことをしておれば、直ちに止めること。(3) (1)や(2)の社会的要請・期待に応じられない場合には、「なぜ」応じられないのか、その理由や、今後の対応策等について十分な説明すること。CSR報告書だけで済ますのではなく、社会からの問い合せがある度に、その都度、適切な手段を使って、十分な説明をすること、の三つに整理することが出来るであろう。

ここに、「本業に関して」という制限をつけているのは、前世紀後半のバブルの頃に流行したメセナやフィランソロピーのような、本業とは関係のないことで社会貢献をすることは、一時的な人気取りや企業の宣伝材料にはなっても、企業の収益が上がれば行すが、収益が下がれば行わなくなる可能性が高く、「持続可能な社会の構築」という

協同作業を究極の目的とする「企業の社会的責任」の中核をなすものではない。

それどころか、本来のCSRの代用にされかねない。とりわけ、企業が地域社会との「おつき合い」として地域の行事、例えば村祭りや盆おどりなどに寄付をしたり、学問研究や慈善事業に寄付をしていることが、「誰もが許容し、賞賛する善行」と評価されているのを拡大解釈して、企業の政治献金を「社会的義務行為」という名の下に正当化し、合法化する口実として利用されて来た、<sup>(九六)</sup>という苦い経験を忘れてはならない。

政治献金は別にして、右のような寄付は企業に余裕があるならば、した方が良い、あるいは行っても良いという位置づけがなされる周辺事業であり、企業が<sup>(九七)</sup>「どうしても行わなければならない」という中核的な事業ではない。最近の学説やISO26000が、<sup>(九八)</sup>（企業の）社会的責任は「本業を通じて」果たすことを前提にしているのは、妥当である。

注(九六) 拙著「社団法人(株式会社)の法的構造―企業と団体の基礎法理Ⅱ」成文堂・二〇〇四年「二八三頁以下。同頁、小野秀誠「組織と倫理」

注(九五) 松本・杉浦編六五頁注25、六六頁。

(九七) CSRは社会貢献と関連しているが、それとは異なることにつき、谷本・注(一)CSR六〇頁以下・六六頁、海野・注(一)一六頁・七〇頁・一四八頁、海野・注(一)はじめに・本文五頁・一六頁・三四頁・一七七頁。

CSRとしての地域貢献につき、海野・注(一)一六二頁以下。

(九八) 関・注(一)一五七頁、笹谷・注(一)二二頁以下・三四頁、海野・注(一)一六八頁以下・一四二頁、海野・注(一)一六頁・二二頁以下・二四三頁、大崎・注(一)法時七六卷一〇号一頁・二二頁、松本恒雄「企業のアステックホルダーとしての消費者―消費者政策の三つの波とCSR」注(五)松本・杉浦編八六頁。なお、末吉・注(九五)一二八頁。

椿の花をトレードマークにしている資生堂は、二〇一一年に発生した東北大地震で大きな被害を受けた地域の一つである岩手県大船渡市の「市の花」が椿であり、椿を生かした街づくりをしていることを知り、椿の植樹や椿のイベント開催などの支援をするほか、椿の花から香水を作って発売し、売上げの一部を市に寄付しているが(朝日新聞二〇一五年三月三日・西部本社

二六版二四画、これは本業に即した地域貢献としてのCSRの一例である。

東日本震災からの復興支援に、寄付やボランティア派遣に止まらず、企業が持つ経営資源やノウハウを提供して、被災地の人が自ら稼げるように支えている三菱商事やイオン、トヨタ紡織の事例につき、朝日新聞二〇一六年三月五日西部本社一三版七面。

CSRに代るCSV(企業と社会の共通価値の創出)の例として、福島産の桃を使った缶チューハイを製造・販売しているキリンや、集会所にコーヒーマシンを提供して高齢者が集まる機会を作っているネスレ日本、耕作放棄地を茶畑に造成して農家に茶葉を生産してもらい、それを買い取っている伊藤園などのように、本業を社会的な課題の解決に繋げる活躍がある(多賀谷克彦「企業と社会・価値の共有が生み出す利益」朝日新聞二〇一六年四月五日・西部本社一三版七面)。国連の「持続可能な開発目標」に則した企業の取り組みに関して、多賀谷克彦「SDGsと企業・社会の課題ビジネス」朝日新聞二〇一七年三月二八日・西部本社一三版八面。

なお、江戸時代の商家の家訓には、投機的な事業を戒しめ、本業を中心にして人々の役に立つということを述べたものがあったことや、近江商人の「三方よし」という考え方につき、岡本・注(五)三二頁以下。

七 CSRとは社会または市場との関係において、その内容が決まってくるのであるから、CSRが実際に何を指すのか、何に対応しなければならないのかという具体的な定義は、ほとんど不可能であるとする見解がある。<sup>(九九)</sup>

たしかに、個々の企業に対して具体的に「何に対応しなければならないのか」ということを示すことは不可能である。しかし、個々の企業に対して、社会、即ち当該企業を取り巻くステークホルダーが、(1)その企業の「本業に関して」、積極的に何をして欲しいと望んでいるのか、(2)消極的に何をして欲しくない(あるいは、何を止めて欲しい)と望んでいるのかを常に察知して、それに対応する努力をすべきこと、そして、(3)(1)(2)について、どのように考えているのか、十分な説明をすべきである、という程度に具体化することは出来る。

(1)(2)(3)は、いずれの企業にも課された「社会的義務」であり、この義務を果たさない場合には、法的責任が問われ

ることもあるが、法的責任を問われることがなくても社会的義務違反に対する「社会的責任」、即ち心理的負担や経済的負担・不利益などの事実上の不利益・負担を課されることになる。

例えば、「悪徳企業」「ブラック企業」などの噂が流されたり、マスコミで大々的に報道されると、企業イメージが下がり、ブランドに傷がつく。これによって、商品が売れなくなったり、不買運動を起こされたり、信用を失って取引先が減少し、あるいは従業員<sup>(九九)</sup>の志気が下ったり、退職者が増える反面、新しい従業員が集まらないなどの、経済的・事実的な不利益が発生する。このような不利益を最小限度に押さえるためのマスコミ対策や謝罪会見を行うこと自体が、経済的・心理的な負担を増幅させる。そして、最悪の場合、上場企業の株価暴落や資金調達難、金融機関の融資引揚げなどが生じ、事業の縮少さらには倒産ということにさえ成りかねない。そうなると、従業員や取引先、出資者、地域社会などに大きな迷惑をかけることになる。

したがって、「企業の社会的責任」というスローガンの下に求められていることは、企業が法令を遵守し、社会のニーズに合わせながら適正な利益を上げ続けることによって、企業として存在し、活動し続けることである。<sup>(一〇)</sup>つまり、企業は法令を遵守する義務の枠内において、社会のニーズに合わせて「本業を」営むことにより、適正な利益を上げ企業として存続し、全てのステークホルダーの要請期待に、完全に応えられないにしても、出来る限り応答すべき義務を負っている。

この社会的義務を果たさない場合には、社会的責任として様々な形で社会的制裁を受けることになるが、市場からの撤退是最悪の責任の取り方であり、企業の全てのステークホルダーに迷惑をかけることになる。CSRに優れた企業が経営破綻に陥ることもあるようであるが、そのような企業は本当はCSRに優れた企業ではなく、CSRに失敗した企業なのではあるまいか。

「企業の社会的責任」を多角的に捉えて、(a)経済的責任、(b)法的責任、(c)倫理的責任、(d)裁量的責任を挙げる見解

(1011)がある。この分析を私なりに言い換えると、企業は法的義務や道徳的・倫理的義務を遵守しながら適正な利益を上げて存続すべき社会的義務を負っているということになる。

注(九九) 高 巖「企業の社会的責任CSRと企業の役割」注(一)高ほか編一頁。

(九九a) 厚生労働省はブラック企業の求人ハローワークで受け付けないようにするほか、正しい就業情報を提供する義務を課すことにした(朝日新聞二〇一五年二月二六日・西部本社二三版三面)。

新入社員が過労自殺し、ブラック企業という批判がインターネットで駆け巡り、従業員離れ・顧客離れで業績が悪化した居酒屋チェーン大手のワタミに労働組合が結成されたことにつき、朝日新聞二〇一六年六月一七日・西部本社二三版八面。  
(一〇〇) このような事実上の不利益については、伊藤 真・会社のコンプライアンス―内部統制の条件」講談社二〇〇七年一二七頁以下。

(一〇一) 同旨、居林次雄ほか「(座談会)企業の社会的責任と法的責任」ジュリスト五七八号(一九七五年)九七頁「依田 直」。

(一〇二) 小野・注(九六)松本⇨杉浦編六六頁。cf. Caroll, *Business and Society*, 1981, P.33 et. seq.

谷本・注(一)CSR五八頁は、このような捉え方では責任の種類分けは出来ても、そこから企業と社会の複雑な相互関係を理解することは出来ず、社会の中に企業が存在しているという関係性を理解する視点を必要とするCSRを捉えることは出来ない、と批判される。企業と社会の複雑な関係を理解するためには、まず企業の社会に対する義務を捉えた上で、この義務違反に対する社会的責任を問うという手続が必要である。

八 アメリカの経済学者M・フリードマンは、自由経済社会では企業の社会的責任はゲームのルールの範囲内にとどまる限りにおいて、つまり詐欺などの不正手段を用いず、開かれた自由な競争に従うかぎりにおいて、企業の利潤を増大させることを目差して資源を活用し、事業活動に従事することであり、株式会社役員が株主のために出来る限りの利益をあげるということ以外の社会的責任を引受けることほど、自由社会の基盤そのものを徹底的に掘り崩すおそれのある風潮はないとしている<sup>(1013)</sup>。そして、フリードマンの師であるハイエクも、この考え方を支持して



(一〇四) いるが、企業が法令を遵守し、社会道徳や企業倫理が許容する範囲内において最大の利潤追求をすることは、企業の存在目的に適うことである。

というのは、如何に良心的で評判が良く、社会から信頼されている企業といえども、利潤を獲得しないことには企業として存続することは出来ず、廃業したり倒産してしまえば、社会の要請や期待に応えることが出来なくなり、「社会的責任(正確には、社会的義務)」を果たすことが出来ないからである。したがって、企業がゴーイング・コンサーンとして存続することが、「企業の社会的責任(社会的義務)」を果たすための大前提となる。(一〇五)

とはいえ、企業が法令や社会道徳・企業倫理が許容する範囲内で事業活動をすることにより利潤をあげ、株主に高額の配当をし続けたり、企業価値を高めて株価を高くすれば、それで「企業の社会的責任(社会的義務)」を果たしている」と評価しうるわけではない。株主の要請や期待に応じることだけで企業の社会的責任(社会的義務)を果たしたことになるのではなく、他のステークホルダーの要請・期待にも応えてこそ企業の社会的責任(社会的義務)を果たしたことになるのである。というのは、今日の企業倫理は、単に消極的に「社会の害悪になることをしない」とか、「社会の禁止規範に触れることをしない」ということを求めるに止まらず、積極的に「社会の役に立つことをしろ」「社会が要請・期待していることをしろ」という風に変化しており、この両者を果たすことが企業の社会的義務として企業倫理、あるいはソフトウェアによって命じられている。(一〇七)

それでは、企業は「なぜ」右のような社会的義務を負わされるのであろうか。「営業の自由」は「公共の福祉」という制約を受けながら(憲三一条一項、憲法上の権利、即ち「正当な根拠なく国家に介入されない権利」国家からの自由)として保障されている。しかし、この権利は「国家からの自由」である前に、先ず市民社会において市民相互間において認め合うことによって生れた権利であり、この権利を国家の都合のよいように制限させないようにするために、憲法上の権利として「国家からの自由」を保障させた上で、営業をめぐる市民間の紛争解決や紛争予防に国家の力を

借りて「営業の自由」を享有しているのである(国家による自由)。ここに、市民社会の自治能力を補うための国家の存在理由がある。

市民相互間で認め合ったところに発生した権利こそ基本的な人権であり、これを「憲法上の権利」「国家からの自由」と區別し、両者を混同しないようにする必要はあるが、市民相互間において営業の自由を認める際の暗黙の前提として、その営業が社会に害悪をもたらさないこと、さらには社会の役に立つことという内在的制約がある。したがって、市民社会において営業をしようとする者は右の制約に服する義務を負うわけである。企業は社会の公器<sup>(一〇九)</sup>であり、社会のルールを守らず、社会に害を与える場合はもとより、社会の役に立たない場合にも競争に敗れて市場から退散せざるを得ない<sup>(一一〇)</sup>が、前者の場合には国家による解散命令という強制手段も用意されている(一般社団二六一条以下、会社第一項。なお、独禁九五条の四は)。<sup>(一一一)</sup> 裁判所の解散宣告を定めている。

注(一〇三) M. Friedman, *Capitalism and Freedom*, 1962, P.133 et seq. (熊谷尚夫「西山千明」白井孝昌訳・資本主義と自由「マクローヒルブック株式会社・一九七五年」一五一頁以下); Friedman, *The Social Responsibility of Business is to increase its profit*, *New York Times*, 1970.9.13. (土屋守章訳「企業の社会的責任とは何か」季刊中央公論・経営問題・昭和49年度(一九七四年)三二二頁以下)。

フリードマンの「企業の社会的責任」論については、奥村・注(三二)二〇頁以下、栗屋・注(二三)三七頁以下、田中誠二「企業の社会的役割重視の商事法学」千倉書房・一九九一年「一〇四頁以下、佐藤 暁「企業と道徳性」応用倫理学 哲学論集第三号(二〇〇六年)四六頁以下(フリードマンの考え方は没道徳論であって、不道徳論ではないとされる)、楠 茂樹・ハイエク主義の「企業の社会的責任」論「勁草書房・二〇一〇年」一六頁以下。

(一〇四) Heyek, "The Corporation in a Democratic Society: In whose Interest Ought It To and Will It Be Run?" in *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, 1967, P.300 et. Seq. ハイエクの「企業の社会的責任論」については、飯屋・注(二)「橋四巻」二四頁以下、田中・注(一〇三)一〇六頁以下、楠・注(一〇三)三〇頁以下、一四頁以下、一六〇頁以下。

(一一五) 坂本光司「日本でいちはん大切にしたい会社」1-4「あさ出版・二〇〇八〜二〇一二年」といえども、企業として存続

してこそ意義がある。

(二〇六) 同旨、栗屋・注(三三)四二頁以下。なお、中村一彦「企業の社会的責任と会社法」[信山社・一九九七年]はしがきvi頁、本文二九頁以下。

(二〇七) 神作・注(四)法時七六卷二二号五頁・一〇頁二四頁、梅村・注(一一)流経法学七卷一号八九頁以下、大崎・注(二〇)法時七六卷二二号一頁、吾郷真一・労働CSR入門[講談社・二〇〇七年]二八頁・七六頁・八四頁以下など、大杉謙二「会社は誰のものか―株主利益最大化と短期主義批判―会社の社会的責任(CSR)に関する覚書」[落合誠一先生古稀記念・商事法の新しい礎石]有斐閣二〇一四年二二六頁。

なお、ソフトローとは「裁判所その他の国の権力によってエンフォースメントされないような規範であって、私人(自然人および法人)や国の行動に影響を及ぼしているもの」と定義され「中山信弘注(一八)ソフトローはしがきi頁」、倫理や社会規範と呼ばれているものも含まれるとされている[神田・注(一八)ソフトロー一五三頁]。

(二〇八) 市民社会と国家、市民社会において生み出される基本的人権と、それを国家に尊重させる「憲法上の権利」の関係に關する私の考え方については、拙稿「所有権の内在的制約・外在的制約・政策的制約(一)」(四・元)「憲法一九条と民法二〇六条・二〇七条」佐賀三二巻五号(三二)巻二号(一九九九年)、同「職業選択の自由・営業の自由・財産権の自由の区別・連関性(一)」(四・元)「いわゆる『営業の自由論争』を参考にして」佐賀三二巻二一五号(一九九九年)二〇〇〇年)、同「日本民法・商法における権利の期間制限(五)」―実体法上の権利の構造論を根底に据えて「佐賀四五巻二二〇一二年十一月七頁注(二五七a)。なお、後掲注(一四六)参照。

(二〇九) 栗屋・注(三三)七頁、坂口 康「企業の責任と株式会社」[日本経営学会編・企業の社会的責任]千倉書房、一九七五年]二頁、丹羽宇一郎「御手洗富士夫」会社は誰のために「文藝春秋」二〇〇六年]三〇頁「丹羽」。

なお、企業は高度の社会性、ひいては公共性を帯びているということを切口にして、現代企業が当面している諸問題を公法学者の立場から論じた文献として、小林直樹「企業の『公共性』論上」(下)「ジュリスト」一〇一一年(一九九二年)四五頁以下・一〇二二号(一九九二年)四五頁以下。

(二一〇) 企業不祥事により、平成九年(一九九七年)には日本の四大証券の一角を担っていた山一證券が自主解散に追い込まれ、平成一四年(二〇〇二年)には雪印食品が自主解散した。

雪印食品の牛肉産地偽装事件については、後藤・注(六)五三頁以下、浜辺・注(八四)六二頁以下、櫻井 稔「内部告発と公益通報―会社のためか、社会のためか」[中央公論新社・二〇〇六年]三八頁以下。なお、雪印食品を告発した西宮冷蔵が、その後、受けた苛酷な所遇につき、桐山桂一「内部告発が社会を変える」[岩波書店・二〇〇八年]二九頁以下。

九 「企業の社会的責任」という問題が国際的な関心を呼び興す前の段階の学説ではあるが、「企業の社会的責任」について抽象的な大枠として、「法が要求する水準を超えて、企業が社会的要請に副う行動をとることが、企業の社会的責任である。もう少し分解すると(中略)、①企業倫理の維持・違法でなくとも社会的に好ましくない行動をしないこと、(中略)。②社会的善行の期待・慈善教育・文化等のために寄附をすることなど」とする見解があった。<sup>(二二七)</sup>

右の①の要請があることについては、異論のないところである。しかし、②の要請に応えることを、「企業の社会的責任」の中核に据えることは、疑問である。というのは、企業に寄附を求める社会的要請・期待が存在していることは否定できないが、企業がこれに応えることは「本業に關した」行為ではない。むしろ、企業が企業の「本業に關して」積極的に取組んで欲しいと要望し、期待していることは、地球環境破壊の防止や省エネ・省資源対策であったり、健康の増進や難病治療の薬の開発などではないだろうか。したがって、企業に対する社会的要請や期待は、時代により、場所により、そして企業の目的事業によって異なることを前提にして、「企業の社会的責任」の大枠を考える必要がある。

しかし、二一世紀に入ってから、右の龍田説と同じような見解が主張されている。つまり、「企業の社会的責任(中略)とは、企業が社会の一員として社会の要請に添うよう行動する責任であり、これには、教育・慈善・文化等、企業が社会・公共の利益を積極的に推進する責任と、消極的に不正支出や公害等によって公益を侵害しないという責任がある」とした上で、「企業が教育、慈善、文化等の社会・公共の利益を積極的に推進する責任を果たすことについて、これを容易にするため、またそれを履行しようとするインセンティブを与えるために、企業のなした寄附金につき法人所得に対する税法上の優遇措置をとる方策がある」という提案を<sup>(二二八)</sup>されている。

この見解が「企業の社会的責任」を、社会の要請に添うよう行動する責任とし、消極的側面よりも積極的側面を前面に出している点は妥当である。しかし、一般に「企業の社会的責任」といわれていることは、正確には「企業の社

「社会的義務」のことであるとするとする私見からすれば、社会は企業に対して教育や慈善・文化事業などに寄付をするように義務づけているわけではなく、企業に余裕があれば寄付をして欲しいという要請・期待にすぎない。これらの分野へ寄付することを企業や社会が「社会的義務行為」だと考えているとしても、それは「本業に関して」行うべき義務の履行ではない。

企業の社会的義務は「本業に関して」社会が要請・期待していることを積極的に推進することであり、社会の害になることや違法なことをしないことである。このような社会的義務に違反した場合、社会は当該企業に対して事実上・経済上の不利益を与えるという形で、即ちネガティブサンクションとしての制裁として責任を問うことになる。あるいは、社会的義務を積極的に遂行して社会の役に立とうとしている企業に対しては、社会は賞讃したり、その企業の商品・サービスを優先的に利用するなどの形で、ポジティブサンクションを与える。企業の寄付金につき法人所得税法上の優遇措置を与えることは、行政上のポジティブサンクションではあっても、市民社会におけるポジティブサンクションではない。

注(一一一) 龍田・注(六二)現代企業法I三七四頁。なお、三七六頁。

(一一二) 中村美紀子「CSRが法律学に与える影響—CSRにおける法人税法および労働法」法律時報七六巻一二号(二〇〇四年)四六頁。

(一一三) 畠山・注(五八)基本法学8三六七頁。

一〇 本章の第六節・七節において、「企業の社会的責任(正確には社会的義務)」の内容として、(1)その企業の「本業に関して」社会が積極的に行って欲しいと要請・期待していることを行うこと、(2)社会が消極的に行ってはいけなないと考えていること、行って欲しくないかと願っていることをしないこと(あるいは直ちに止めること)、(3)(1)(2)について説明

責任を果たすことの三つに整理した。法令遵守といわれていることは、右の(2)に収まる問題である。

法令遵守を狭く解すると、国家の法令や慣習法、契約や団体規範などの社会規範を守ることを意味する。しかし、CSRとしての法令遵守は、このように形式的なものではなく、市民道徳やビジネス・エシックスを守ることを含む広い概念であり、CSR(企業の社会的義務)を実行することが法令遵守なのである。今日では、法令だけを形式的に遵守しているだけでは、企業は社会的義務を果たしていることにはならず、企業として存続しえない時代になっている。そして、CSRとしての法令遵守を行うためには、形式的な法令遵守を実現する場合にも増して、企業の内部統制(二二六)が必要になる。

CSRの中核は右に述べた(1)にあるが、この任務を全うするためには、企業を取り巻く様々なステークホルダーの様々な要請・期待を調整し、一定の方針を決めるに至った理由を説明しなければならぬ。このような作業は企業統治の一環であるが、先の内部統制を含めて、企業を取り巻く利害対立を調整し、企業社会の秩序を形成・維持・回復する業務全般を広義の企業統治といえることが出来る。

企業統治論(コーポレートガバナンス論)は、企業の社会的責任論の発展的表現であるとか、企業の社会的責任論がコーポレート・ガバナンス論の基底的な位置づけにあるとする考え方もある。(二二八)しかし、企業は社会的義務を果たす一環として、法令を遵守し、様々なステークホルダーの様々な要請・期待を調整し、その説明責任を果たすことにより、当該企業を存続・発展させなければならないのであり、広義のコーポレート・ガバナンスはCSRの実行そのものである。(二二九)

コーポレート・ガバナンスという概念に関しても、CSRと同様、その定義が一致しているわけではなく、右のように広く解する立場と、公開会社における「所有と経営の分離」の弊害を防止・除去するための会社の意思決定の仕組や経営に対するモニタリング・システムの構築、さらには株主の利益を最大化するために経営者を牽制したり、

誘導する仕組というように狭く解する立場がある。<sup>(二二二)</sup>しかし、株式会社は株主のものである、という考え方を採る立場であっても、会社がCSRを果たそうとすれば、株主の利益だけを考慮することは出来ず、他のステークホルダーの利害にも配慮する必要がある。だとすれば、コーポレート・ガバナンスを狭く解する立場は、CSRという観点から見れば、狭い発想をしているといわざるを得ない。

因に、わが国においても、平成一四年(二〇〇二年)の商法特例法改正により、アメリカに倣って委員会(報酬委員会・指名委員会・監査委員会)設置会社という新しいタイプの株式会社の種類が設けられ、社外取締役制度が導入され、さらに平成一七年(二〇〇五年)に制定された会社法に受継がれて、コーポレート・ガバナンスの充実が目差された。しかし、この形態の株式会社へ移行した会社は極めて少数であった(平成二七年七月に不正経理が公表された東芝は、その数少ない中の一社であった)。そこで、平成二六年の会社法改正により、監査等委員会設置会社という新しいタイプの株式会社類型を創設し、委員会を構成する取締役の過半数を社外取締役とすることまでは義務づけられないものの、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を開示させることにより、間接的に社外取締役を選任させようとしている。<sup>(二二三)</sup>

社外取締役の活用は株主利益重視の立場からの企業統治改革にすぎないようにも見える。しかし、社外取締役に就任した人の考え方や能力次第では、単に経営陣への「監督機能」を果たすだけではなく、「企業の社会的責任(社会的義務)」を全うさせるために機能する可能性もある。そうになると、狭義のコーポレート・ガバナンスの改革を越えて、広義のコーポレート・ガバナンスの改革が行われることになる。要は、社外取締役として、どのような人材を得ることが出来るのか、そして有能で、責任感の強い人が社外取締役に就任してくれるのか、ということに懸っている。<sup>(二二五)</sup>

注(二一四) 郷原信郎「法令遵守」が日本を滅ぼす「新潮社二〇〇七年」一一四頁・一五〇頁以下・一六八頁は、「組織が社会的要請に適切すること」を法令遵守とされ、広義に解される。なお、同書五四頁は、会計法と独禁法という二つの法令の「遵守」が

日本の公共調達を重大な危機に陥れようとしていられるとされる。

因に、ジュリスト一四三八号(二〇二二年)は「企業コンプライアンスの深化—いま、企業に求められているもの」というテーマで、さらに一四九八号(二〇二六年)は「コンプライアンス再考—企業不祥事予防対応上の新たな留意点」というテーマで特集を組んでいる。

(二一五) 浜辺・注(八四)一四三頁以下。

(二一六) 内部統制については、法律時報八〇巻三号(二〇〇八年)の特集、町田祥弘・内部統制の知識(第三版)「日本経済新聞出版社・二〇一五年」。

(二一七) 中村・注(一〇六)はしがき、vi頁。

(二一八) 楠・注(一〇三)一四頁。

(二一九) 土屋Ⅱ岡本注(一七)四〇頁以下は、「説明義務」と「事業繁栄」という二つの概念要素に基づいてコーポレート・ガバナンスの概念を追究されているが、この二つの概念はCSRの概念要素でもある。

なお、神作・注(四)法時七六巻二二号一四頁は、CSRの具体的内容は、はなはだ不明確であるが、「効率性」と「健全性」に関するものの二つに分けて考えようとされる。しかし、この二つは企業統治の分析概念ではあるまいか。

(二二〇) 加護野Ⅱ砂川Ⅱ吉村・注(一六)二五二頁以下・三三三頁、土屋Ⅱ岡本・注(一七)四〇頁以下・二九〇頁以下、森本 滋「コーポレート・ガバナンスと商法改正」川又良也先生還暦記念・商法・経済法の諸問題「商事法務研究会・一九九四年」一一三頁、および注(4)、花崎正晴・コーポレート・ガバナンス「岩波書店二〇一四年」一七頁以下・一六六頁以下。

(二二二) 神田秀樹「企業法制の将来—欧米のコーポレート・ガバナンスから何を学ぶか」資本市場八七号(一九九二年)二七頁、龍田 節「会社運営のあり方—アメリカ法律協会「会社運営の諸原理・分析と勧告」に学ぶ」資本市場九二号(一九九三年)二五頁、田村達也「コーポレート・ガバナンス—日本企業再生への道」中央公論新社・二〇〇二年「八頁・一九四頁、久保克行「コーポレート・ガバナンス—経営者の交代と報酬はどうあるべきか」日本経済新聞出版社・二〇一〇年「二九頁・五六頁・五九頁以下・六五頁・九七頁・一三三頁以下・二八一頁以下など。

(二二二) 平成二六年の会社法改正、とくにコーポレート・ガバナンスに関する改正については、前田雅弘「企業統治」ジュリスト一四七二号(二〇一四年)一八頁以下、坂本三郎ほか「平成二六年改正会社法の解説」[II]「商事法務二〇四〇号(二〇一四年)二八頁以下・二〇四二号(二〇一四年)一九頁以下・二〇四三号(二〇一四年)四頁以下、野村修也Ⅱ奥山健志編著「平成二六年改正会社法—改正の経緯とポイント」有斐閣・二〇一四年「九頁以下」野村修也・二六頁以下「太子堂厚子Ⅱ小林雄介」二四頁以下「石井裕介Ⅱ若林功晃」七八頁以下「奥山健志」。なお、神田秀樹「山中利晃 監査等委員会設置会社の現状と課題」ジュリス



ト一四九五号(二〇一六年)二七頁以下。

因に、東京証券取引所は上場企業を守るべき行動指針「コーポレートガバナンス・コード」を二〇一五年六月から適用することにし、社外取締役を二名以上選ぶことや、株主の意見に一層、耳を傾けるよう企業に求めることにした(朝日新聞二〇一五年二月二五日・西部本社一三版七面)。なお、佐藤寿彦「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備の概要」商事法務二〇一五年(二〇一五年)五七頁以下、同「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備」ジュリスト一四八四号(二〇一五年)二四頁以下。ジュリスト一四八四号はコーポレートガバナンス・コードの特集を組んでいる。

(二二三) 岩原紳作「平成26年会社法改正の意義」ジュリスト一四七二号(二〇一四年)一四頁・一五頁。なお、会社法施行前と施行後の社外取締役制度の変遷を振り返り、若干の問題点について検討した論稿として、前田雅弘「コーポレート・ガバナンスと社外取締役の位置づけ」ジュリスト一四九五号(二〇一六年)二二頁以下。

(二二四) 経済産業省は二〇一五年七月二四日、社外取締役の役割と機能について、これを強化する方向で、会社法の解釈指針を発表したが(朝日新聞二〇一五年七月二五日・西部本社一三版七面)CSRの観点はない。

(二二五) 社外取締役が官僚の新たな天下り先になっていることにつき、朝日新聞二〇一五年六月二七日・西部本社一三版一面。また、上場企業五〇〇社の二〇一五年の株主総会で社外取締役候補者への賛成率が80%を切った事例が、かなり在ることにつき、朝日新聞二〇一五年七月一七日・西部本社一三版九面。

因に、世界に普及している独立取締役を中心としたコーポレート・ガバナンス改革は一定の方向に収斂しているのか否かを検討した論稿として、小塚莊一郎「企業の国際化とコーポレート・ガバナンス改革」岩波講座 現代法の動態4 国際社会の変動と法(岩波書店・二〇一五年)一八一頁以下。なお、大杉謙一ほか「シンポジウム 変化するコーポレート・ガバナンス」私法七七九号(二〇一七年)五一頁以下参照。

一一 「株主主権」という考え方を根底に据え、社外取締役制度を活用するコーポレート・ガバナンスを採用しているアメリカにおいて、エンロンやワールドコムという大会社が会計事務所を巻き込んで粉飾決算を行っていたことが発覚して、アメリカ型のコーポレート・ガバナンスが必ずしも磐石なものではないことが判明した。

そこで、この事件を契機として、アメリカでは企業改革法(SOX法)が制定され、今までよりも一層、厳しい内部

統制が行われるようになった。<sup>(二二五)</sup> 企業の不祥事の発生を防ぐ第一の手段は企業内部に存在しているのだから、内部統制を厳しくするのは当然のことである。しかし、内部統制だけでは十分ではなく、外部からの監視の目を光らせ続けることも必要である。

というのは、アメリカでは社会的責任投資(SRI)が活発であり「前掲注(一)参照」、外部からの監視も行き届いてい  
たと思われながら、エンロンやワールドコムのような事件の発生を防止できなかった原因の一つとして、組織体  
に対する合衆国の連邦量刑ガイドラインが存在していることが挙げられている。この量刑ガイドラインとは組織体の  
犯罪につき量刑をする際に、その組織体が、しっかりとした内容のコンプライアンス・プログラムを作成し、実行  
し、不備があった場合に改善を積重ねておれば刑を減じ、そうでなければ刑を加重させるという手引である。<sup>(二二七)</sup> この  
ようなガイドラインが存在し、実施されておれば、企業はコンプライアンスに励むであろうとSRIが信じ、頼り  
切って、外からの監視を怠っていたところに油断があったとされている。<sup>(二二八)</sup>

わが国においても、法人の犯罪・組織体の犯罪につき、きちんとしたコンプライアンス・プログラムが作成され、  
実施しているにも拘わらず、従業員の行為により法益侵害という違法な結果が発生した場合に、企業が組織体に課  
されている注意義務は果たしており、企業システム過失はないことを立証すれば、免責するという提案がなされて  
いる。<sup>(二二九)</sup>

コンプライアンスは企業内部だけの取組みでは、どこかに間隙があり、そこを外部の目で埋める必要がある。社  
外取締役は外部の目を持ったまま、企業内部に入り込んで行くのであるから、コンプライアンスの監視役として最  
も適しているように見える。しかし、その企業の内情に疎く、十分な内部情報も入って来ない社外取締役では監視  
機能を果たせないことは、エンロンやワールドコム、そして東芝の事件が実証しているところである。

コンプライアンスが十分でない場合に、これを早期に是正し、害悪の肥大化を防止するためには、内部通報・公

(三三〇) 益通報システムが必要である。しかし、このシステムが必ずしも機能していないだけでなく、通報者が十分に保護されていない我国の現状では、コンプライアンス・プログラムに多くを期待することは出来ないのではあるまいか。経済産業省の会社法解釈の新指針<sup>〔前掲注(二二四)参照〕</sup>は、社外取締役が内部通報の窓口となることを期待している。しかし、社外取締役が無能で、責任感はなく、単なる藁人形にすぎない場合、その会社の従業員は、このような社外取締役に對して自分の人生を賭けてまで内部通報をするであろうか。

注(二二六) エンロン、ワールドコム事件とSOX法については、奥村・注(三二一)六頁以下、高注(六)六二頁以下、櫻井注(一

一〇)二九頁以下、町田・注(一一六)七八頁以下、小椋徳武「内部統制に関する外部報告制度―アメリカおよびイギリスの状況を中心に」<sup>〔龍谷法学三五巻四号(二〇〇三年)三七四頁、および三九四頁注17〕</sup>に掲げる文献。

(二二七) この制度については、浜辺注(八四)五七頁以下・一一九頁以下、青木紀博「アメリカにおける『法人責任』論の試み」<sup>〔産大法学三〇巻三Ⅱ四合併号(一九九七年)五頁以下、小坂重吉「連邦量刑ガイドラインの概要とコンプライアンス効果(上)(下)』商事法務一五三七号(一九九九年)二六頁以下・一五三八号(一九九九年)一七頁以下、川崎友巳「企業の刑事責任」成文堂・二〇〇四年〕</sup>二二五頁以下・三八六頁以下・四〇四頁以下、同「コンプライアンス体制の整備・運営と法人処罰」ジュリスト一四九八号(二〇一六年)四三頁以下。

(二二八) 秋山をね注(四)「座談会」法時七六巻一二号七頁。

(二二九) 川崎・注(一二七)二九五頁以下・四八三頁以下。

コンプライアンス・プログラムの実施を免責と結びつけることに批判的な見解として、川濱昇「独禁法遵守プログラムの法的位置づけ」注(二二〇)川又還暦五七六頁以下、神例康博「法人処罰における過失責任法理の限界」<sup>〔事業主責任論の再検討(1)』松山大学論集一三巻二号(二〇〇一年)一七頁、今井猛嘉「法人処罰」法学教室二六〇号(二〇〇二年)七七頁以下、高山奈津子「法人処罰」ジュリスト一二二八号(二〇〇二年)七七頁、津田博文「企業の処罰可能性(三・完)」橋法学三巻三号(二〇〇四年)二六一頁、斎藤豊治「刑事法学の動き」川崎友巳「企業の刑事責任」成文堂二〇〇四年〕</sup>法律時報七九巻五号(二〇〇七年)一〇一頁・一〇二頁、樋口亮介「法人処罰と刑法理論」刑法雜誌四六巻二号(二〇〇七年)二四頁、同「法人処罰」ジュリスト二三四八号(二〇〇八年)七八頁。

コンプライアンス・プログラムの取扱いを巡る刑法学者の論争につき、川崎友巳「法人処罰論の今日的展開―『企業の刑事責任』再論」大谷實先生傘寿記念論文集「成文堂」二〇一一年「三八八頁以下。

(一三〇) 東芝の不正事件の表面化は社内から外部（金融庁の証券取引等監視委員会）への通報がきっかけだったようである（朝日新聞二〇一五年七月三日・西部本社一〇版一四画、同二〇一六年四月十五日・西部本社一三版七画）。

(一三一) 前掲注（一一〇）の文献、および朝日新聞二〇一五年六月一日・西部本社一三版七画、同二〇一七年六月三〇日・一〇版二三画。なお、消費者庁の検討会は内部通報者の保護を強化する方向で、公益通報者保護法の見直しを進めている（朝日新聞二〇一六年三月九日・西部本社一三版一画、同二〇一六年二月五日・西部本社一三版一画三画、同二〇一六年二月三日・西部本社一三版六画）。

## 四 むすび

一 「企業の社会的責任」という概念が多義的で、曖昧で、理解し辛い原因の一つとして、「責任」という言葉の多義性がある。つまり、「責任」という言葉には義務という意味と、義務違反に対する非難としての制裁、即ち不利益の負担という意味が混在しており、後者が二次的義務として課されるからである。

本稿第二章では、法的義務と法的責任の関係を考察した。その結果、法的義務が法的責任の前提であり、故意・過失ある義務違反に対する法的非難・制裁として法的責任が問われるという関係にあるということが分った。

このような論理構造を「企業の社会的責任」の解明に应用する場合、企業には、①「どのような社会的義務」が課されているのか、②「なぜ」そのような義務が課されるのか、③社会的義務を果たさない場合には、「どのような社会的責任」を問われるのか、つまり「どのような」社会的制裁・社会的不利益を課されるのか、という問題が発生する。

二 企業には「社会的義務」として、①「本業に関して」社会の要請・期待に応えよ、という積極的な義務が課されて

いる。そして、②法令や市民道徳・企業倫理に違反し、社会に害悪を与えることをするなという消極的な義務を課され、③①②に関して説明義務を課されている。

②の消極的義務は自然人に対しても課されているが、企業には市民道徳上の義務のほかに企業倫理上の義務が課されるという違いがあるに過ぎない。これに対して、①の積極的義務は企業には課されるが、自然人に課される義務ではない。この違いは「なぜ」生じるのであろうか。

法現象としての自然人の**本質**は「自分らしく生きる意思」にあり、自己目的的存在である人間は、より良く生きることを目差さなくても、ただ単に生きていることが目的であつてもよい。②の消極的義務違反さえないなければ、世のため、人のために生きることを社会から強制されること<sup>(二三三a)</sup>はない。他人に危害を加えるような行為をしない限り、他人に理解されないような行為<sup>(二三三b)</sup>をしたり、他人から冷笑されるような行為をする自由も、幸福追求権・愚行権として認められている<sup>(憲一三三)条参照</sup>。

これに対して、企業は、その目的事業をするために設立されており、その目的事業をする意思が企業の**本質**をなしている。そして、企業が世のため、人のために役立つ限りにおいて、右の目的事業をする意思は社会から承認され、このようにして企業は社会に受け容れられ、社会的存在となるのである<sup>(二三三c)</sup>。

したがって、企業が社会に存在し続けるためには、法令や社会規範(市民道徳・企業倫理)を遵守するだけでは足りず、社会に役立つことをして、社会から必要とされ続けなければならない。つまり、その企業の「本業に関して」社会的要請・期待に応える義務(社会的義務)を果たし続けなければならない。

だとすれば、企業の「社会的責任」は「法的責任」が尽きるのところから始まる<sup>(二三三d)</sup>というよりも、法的義務はもとより、あらゆる社会的義務を企業が果たさない場合には、たとえ法的責任を問われなくても、社会的責任を問われるということになる。というのは、社会的義務は法令や社会規範の遵守に止まらず、「本業に関して」社会の要請・期待に

応える義務を本体としているからである。したがって、企業の「社会的義務」は「法的義務」が始まる前から始まり、「法的義務」が尽きても続いている。

注(一三二 a) 同旨、J・S・ミル(塩尻公明・木村健康訳)・自由論(岩波書店・一九七一年)二四頁以下。

(一三二 b) 因に、患者が宗教上の信念による輸血拒否をしたにも拘わらず医師が輸血したために、人格権である自己決定権を侵害したとして慰藉料の請求をした事件で、これを認めた原判決が最高裁でも支持された(最終平成二年二月九日民集五四卷二号五八三頁。本件の第二審判決(東京高判平成一〇年二月九日・高民集五一卷二号二頁)につき、駒村圭吾「自己決定権と輸血拒否」ジュリスト一五七号・平成一〇年度重要判例解説(一九九九年)二二頁は、「通常人」の基準や医療的合理性では説明不能な輸血拒否」という「通俗的には不合理な選択」であつても、裁判所が権利として公認したとされる。

(一三三) 自然人と企業の法的存在構造の違いについては、拙著・所有権と占有権―物権法の基礎理論(成文堂・二〇〇三年)一七一頁以下。なお、前章八節参照。

因に、「法における人間」の存在構造については、脳死や自殺・安楽死・尊厳死・平穏死・死刑などの問題や人格権の問題を含めて検討したいと考えている。

(一三三三) 神作・注(四)「座談会」法時七六卷二二号五頁・一〇頁、梅村・注(二二)流経七卷一号八〇頁。

三 因に、憲法上の権利の主体、とりわけ憲法一三条の幸福追求権・自己決定権の主体として、どのような人間を想定するのか、憲法学者の間に見解の対立がある。カント流の「自主的な人格」としての人間・「人格的自律の存在」としての人間を想定する説(佐藤幸治説)、自立と自律を前提とし、自己決定・自己責任という私的自治の精神をもって社会に参加する「強い人」を想定する説(樋口陽一説)、個人の多様性を認め、「高度に合理的・理性的ではなく、誤りを犯しやすく、限られた知識のなかで自己愛を最重視しよう」と常に試みる存在である人間を想定する説(阪本昌成説)などである。<sup>(一三三 a)</sup>

しかし、われわれ自然人は、これらの説が想定しているような、いずれかの人間でなければならぬわけではなく、他者に危害を加えるようなことをしなければ、この中の、いずれの人間を目差そうと自由であり、その選択を社会からも国家からも禁止されてはいない。ここに、「自由と寛容」という民主主義社会の基本をなす一対の思想が現われている。

とはいえ、この思想は主権者となる自然人としての生き方に関するものであり、団体や法人に関する思想ではない。そして、自然人といえども、企業人という立場に対しては、それに相応しい義務や制約が課され、その違反・不遵守に対して法的制裁・社会的制裁が加えられるのである。

注(一三三a) 山本敬三・公序良俗論の再構成〔有斐閣・二〇〇〇年〕二五頁以下(初出・奥田昌道先生還暦記念・民事法理論の諸問題下巻

〔成文堂・一九九五年〕、矢島基美「憲法学における『人間』像―現代人権論の起点―〔有斐閣・二〇一五年〕三頁以下(初出・法律時報八〇巻一号二〇〇八年)。

四 企業は道徳的存在であるから道徳的に禁止されていることをしてはならないが、企業は道徳的人格ではないから企業に積極的な道徳的行為を要求することは出来ない。但し、企業が積極的な道徳的行為をした場合には、賞賛されることが出来る。とする見解がある。<sup>(一三四)</sup>

この見解が積極的な道徳的行為といっているのは、慈善事業への寄付のようなことを想定しているのである。しかし、そのような慈善的行為は、社会が企業に要請・期待しているとしても、企業の「本業に関する」行為として、社会が企業に対し積極的に行うことを要請・期待しているというよりは、企業に「余裕があるならば」してもらいたいという程度の控え目な要請・期待にすぎず、企業としても地域社会との「お付き合い」として、あるいは宣伝・広告費

を支払う程度の気持で行うことであり、これをすれば、社会から賞賛されることもある。しかし、これをしなかったからといって、積極的な制裁を受けたり、企業の存続を危うくする程の社会的不利益を課されることはないであろう。

これに対して、企業の「本業に関して」社会が要請・期待していることに何ら応答することなく、説明義務も果たさない場合には、社会の要請・期待を裏切る企業として、社会から見放され、ライバル企業の出現により競争に敗れて存続できなくなる危険性を孕んでいる。まして、法令や社会規範(市民道徳・企業倫理)を遵守せず、社会に害悪をたれ流す企業は、社会に邪魔な存在として社会から追放されることになる。

これが、企業の「社会的義務」と、その違反に対して問われる「社会的責任」の関係である。

注(一三四) 佐藤・注(一〇三)応用倫理学三号五八頁。

**五 「企業の社会的責任」や「コーポレート・ガバナンス」という概念が多義的である原因として、英米と欧州大陸、とくにドイツの間に考え方の違いがあり、その背後には、企業を営利の手段と見るのか、事業共同体と見るのかという違いや、株式会社を株主のものとするのか、諸々のステークホルダーのものとするのかという違いが反映しているように思われる。**<sup>(一三五)</sup> さらに、その根底において、資本主義のアングロ・サクソン型(とりわけアメリカ型)と欧州大陸型(とりわけドイツ型)の違いがあるのではなからうか。<sup>(一三六)</sup>

第三章八節で紹介したフリードマンやハイエクのCSR論をアメリカ流の考え方の典型とするならば、多様なステークホルダーの利害調整を重視する欧州大陸流の「企業の社会的責任」論は、<sup>(一三七)</sup>それとは対蹠的な考え方といえる。そして、アメリカ流のコーポレート・ガバナンスが株主主権という考え方を基盤としているのに対して、労働者代



表を監査役に加えた監査役会が取締役の経営をチェックするドイツ流のコーポレート・ガバナンスは対蹠的な位置にある。

注(一三五) アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスにおけるコーポレート・ガバナンスについては、加護野<sup>11</sup>砂川<sup>12</sup>吉村<sup>13</sup>(一

六)六三頁以下、土屋<sup>14</sup>岡本<sup>15</sup>注(一七)五二頁以下、森本<sup>16</sup>注(二〇)川又<sup>17</sup>選歴<sup>18</sup>一九九頁以下、森田<sup>19</sup>章<sup>20</sup>「アメリカのコーポレ

ト・ガバナンス」奥島孝康教授選歴記念第一巻、比較会社法研究「成文堂一九九九年」一〇五頁以下、早川<sup>21</sup>勝<sup>22</sup>「ドイツにおけるコー

ポレート・ガバナンスの改正」一九九八年コントラック法における監査役と会計監査制度の改正を中心として「奥島選歴第一巻三二七頁以下、鳥

山恭<sup>23</sup>「フランス会社法とコーポレート・ガバナンス論」*«ception Transactio»*「奥島選歴第一巻四七九頁以下」。

(一三二) 福島清彦・ヨーロッパ型資本主義「アメリカ市場原理との決別」講談社二〇〇二年」は、効率の向上だけを優先させる市場原理で動いているアメリカ型資本主義と、非市場的な制度を育成して、人間の顔をした資本主義社会を目指すヨーロッパ型があるとされる。

なお、ミシエル・アルベル(小池はるひ訳)「資本主義対資本主義」竹内書店新社一九九二年」は、資本主義をアングロ・サクソン型、アルペン・ライン型、合成型などに分けた上で、ヨーロッパ型資本主義を発展させて、アメリカよりも優れた経済社会を形成することを望んでいる。

(一三七) 神作<sup>24</sup>注(四)「座談会」法時七六巻二二号八頁。

六 どのような型のコーポレート・ガバナンスを採用するにせよ、企業が社会的義務を果たそうとするならば、企業を取り巻く多様なステークホルダー間の利害対立を調整しなければならぬ。この利害調整の任に当るのは企業経営者、つまり株式会社の業務担当取締役や執行役である。

アメリカにおける経営者の信託義務修正法、即ち各州の会社法で株式会社が取締役が株主の利益だけでなく、従業員や顧客、地域社会などのステークホルダーの利益を考慮することを許容する明文規定を加える方向で改正した

ことは、取締役に利害調整者としての役割を期待していることとなる。<sup>(一三八)</sup>

その一方では、①複雑に絡み合い、相対立するような利害関係を調整する明確な基準があるのか、②取締役に広汎な裁量権を与えるだけのことになり、取締役が誰に対しても明確な義務を負わないという結果を招くのではないか、③株主総会で選任され、株主から会社の経営を委ねられている取締役は、利害を調整する役割を担う正当な資格を欠いているのではないか、という疑問も出されている。<sup>(一三九)</sup>

しかし、複雑に対立する利害を調整しながら、会社の目的とする事業を遂行することこそ経営者の任務であり、そのような役割を全うすることを期待して、株主総会は取締役を選任しているのである。

そして、会社を取り巻くステークホルダー間の対立する利害を調整するには政治的手腕が要求される(第三章三節参照)。つまり、業務担当取締役、あるいは執行役は対立する利害を調整するという政治的任務を負わされており、これに失敗すると政治的責任を問われ、辞任を迫られたり、再任してもらえないという政治的制裁を受けることになる。これは経営責任を問われているという一面もあるが、会社内部における政治的失敗に対する責任でもある。企業経営者は、収益をあげるといふ純粹の経営責任のほかに、右のような政治的責任を問われる立場にあり、「企業の社会的責任(社会的義務)」は経営者の、このような経営責任や政治的責任、そして法的責任によって構成されているのである。

注(一三八) 吉原和志「州による企業買収規制の展開と現況」『商事法務』二二二号(一九九〇年)一八頁以下、同「株主の利益と従業員の利益」判例タイムズ八三九号(一九九四年)一六〇頁。

(一三九) 吉原・注(一三八)商事二二二号一九頁、同・注(一三八)判タ八三九号一六四頁。

七 「企業の社会的責任」や「コーポレート・ガバナンス」に関連して、「会社は誰のものか」「会社は誰のために経営されるべきか」ということが問題にされたことがある(第一章四節参照)。

しかし、合名会社のような組合型の会社であれ、株式会社のような社団型の会社であれ、共同企業体は出資者や機関構成員によって担われながらも、それらの個々人とは別個・独立の存在として、企業体に固有の「事業をする意思」を有し、固有の事業活動権を認められ、したがって企業体に固有の権利能力と行為能力、さらには責任能力を認められている<sup>(一四〇)</sup>。

だとすれば、「企業の社会的責任」を問う前提として、「会社は誰のものか」と問うことに何の意味もないことになる。というのは、会社が誰のものであると、会社は会社として固有の社会的義務を果たさなければならぬからである。そして、会社は「企業それ自体」としての独自の存在であることが認められるならば、会社は出資者(株主)の利益だけを考慮すべき存在ではなく、会社を取り巻く多様なステークホルダーのことを考えて経営すべき存在であるということになる<sup>(一四一)</sup>。つまり、「会社は誰のために経営されるべきであるか」という問題の答も自ずと導き出されることになる。

なお、「企業それ自体」という表現を用いると、ナチス時代の「企業それ自体 Unternehmen an sich」の思想<sup>(一四二)</sup>を想起して、拒絶反応を示す見解があるかも知れない。しかし、私見にいう「企業それ自体」という概念は、何ら政治的意図を込めたものではなく、共同企業体(組合・社団・財団)は出資者や機関構成員によって担われながら、それとは別個の独立した存在であるという、客観的な分析結果を述べているにすぎない。法人の不法行為や犯罪について考察する場合、法人の背後に存在している組合や社団が一個の社会的実在であり、行為主体であることを前提にした分析が必要であるが、この問題については稿を改めて検討したい。

注(二四〇) 組合・合名会社については、拙著・注(三四)企業と団体、社団・株式会社については、拙著注(九六)社団法人を参照されたい。

(一四一) 同旨、丹羽「御手洗」注(一〇九)二八一頁「丹羽」、久保・注(二二二)二六八頁以下。

なお、伊藤秀史「企業とガバナンス」伊丹敬之ほか編「リーディングス日本の企業システム第Ⅱ期」第二巻「企業とガバナンス」有斐閣・二〇〇五年「一〇頁注(3)は、「企業は誰のものか」「企業の所有者は誰か」という問は、法律上はどうなっているか、実態としてはどうなっているか、という問であり、「誰のために経営されるべきか」という規範的な問の方が理論的により大きな貢献ができる」とされる。

(一四二) この思想については、大隅健一郎「株式会社法における企業自体の思想」『新版会社法の諸問題』有信堂高文社・一九八三年「四四五頁以下(初出・田中耕太郎先生還暦記念・商法の基本問題」有斐閣・一九五二年)、同「株式会社法における企業自体の思想」『新版株式会社法変遷論』有斐閣・一九八七年「三七三頁以下、正井章彦「企業自体」の理論について」西ドイツ企業法の基本問題「成文堂・一九八九年」一一七頁以下、同「ナチス商法学の日本への影響」岩崎 稜先生追悼論集・昭和商法学史「日本評論社・一九九六年」一五九頁以下。

なお、北原 勇「現代資本主義における所有と決定」『岩波書店・一九八四年』は、「会社それ自体」の概念によって、現代大企業的所有に基づく支配を認める学説を展開される。この説に対する批判的な見解として、勝部伸夫「会社それ自体」論批判「経済評論」一九八五年二月号一五頁以下。

(一四三) 鈴木竹雄「歴史はくり返す」ジュリスト五七八号(一九七五年)一〇頁以下、同「会社の社会的責任について」『商事法務』一〇五〇号(一九八五年)二七八頁、河本一郎「企業の社会的責任」『法学的考察』ジュリスト五七八号(一九七五年)一一三頁・一四四頁。

これに対する反論・批判として、松田二郎「会社の社会的責任について」『商法改正の問題として』会社の社会的責任「商事法務研究会」一九八八年「四頁以下(初出「商事法務七二〇号」一九七五年)」。なお、喜多川篤典「会社の社会的責任ということ」『会社法の基礎理論の研究の必要ありや』『商事法務七二〇号』(一九七五年)八頁は、現在は「ファシズムないし Nationalsozialismus」へ復帰の条件は存在しておらず、「歴史は繰り返さない」とされる。

八 因に、いじめ問題への対策として、子ども達の「社会的責任」能力の育成に向けた指導の開発、即ち子ども達が

社会を構成する一員として期待される行為責任を果たし得るように教育する必要性が注目されるようになってきた。そして、この「社会的責任」能力は企業の社会的責任やコンプライアンスと関連性を持つとされている。<sup>(一四四)</sup>

個人も企業も社会的存在であり、社会を構成する一員である以上、他者に危害を加えないという「社会的義務」を負担して活動している点は同じである。しかし、企業には個人には課されていない、世のため、人のために役に立つことをしろという「社会的義務」が課されており、その違反に対しては個人が問われるよりも重い「社会的責任」が問われることになる点は異なっている。

「いじめ」問題に関連して、日本における集団の凝集性の強さ、集団における排除の力学の強さを重視する見解は、企業不祥事に関して、場の空気に影響を受けないような外部の力に頼るのが次善の策で、最も勧められるのは内部告発的な動きであるとしている。<sup>(一四五)</sup>

しかし、内部告発者が白目で見られ、外部取締役が信頼されない状況を改善することが最初の一步であろう。そして、「いじめ」の被害者にしろ、公害などの被害者にしろ、過労でうつ病になった人や過労死した人、過労自殺した人は、「人間の尊厳」を踏み躪られ、市民相互間における基本的<sup>(一四六)</sup>人権を侵害されて、精神的・肉体的に苦しんでいる(いた)ことを加害者に認識させることが、「社会的責任」能力の育成に向けた教育の要諦である。

注(一四四) 森田洋司「いじめとは何か」教室の問題、社会の問題「中央公論新社」二〇一〇年「五九頁以下。

(一四五) 岡野憲一郎「日本文化の中で『いじめ問題』を考える」現代思想四〇巻一六号(二〇一二年)一八〇頁以下。

(一四六) 「基本的人権」は国家権力によって侵害されない国民の権利として教え込まれているが、国家に対する権利である前に、市民相互間において「人間として尊重し合う」ところに生れる社会規範上の権利である。「前掲注(二〇八)参照」。

「お笑い人権高座」を三〇年にわたって開催されている落語家の露の新治さんは、「人権とは笑顔で生きる権利」と言われているが「朝日新聞」二〇一七年一月二九日西部本社「三版二画」、法律家、とりわけ憲法学者は、この言葉を熟読玩味するべきである。

## 追記

なお、人権問題はCSRの中核的テーマの一つとされているが、企業と人権の関係を事業活動全体とステークホルダーの関係から包括的に捉える「ビジネスと人権」に関する規範、とりわけ「国連ビジネスと人権に関する指導原則」が国際制度を通じて日本の国内制度に受容されつつあるのか否かを検討した論稿として、菅原絵美「企業の社会的責任と国際制度」『ビジネスと人権』を事例に「論究」ジュリスト19号(二〇一六年)五一頁以下。

「完」

注(七三a)の民法(債権関係)を改正する法律案は、平成二十九年(二〇一七年)五月二六日に法律として成立し、三年以内に施行されることになった。